

## 船舶事故調査報告書

令和3年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）  
委員 田村 兼吉  
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	令和2年9月22日 17時15分ごろ
発生場所	東京都葛飾区中川平和橋下流方 新小岩四等三角点から真方位251°480m付近 （概位 北緯35°43.6 東経139°50.7）
事故の概要	遊漁船シーフロッグ <sup>ツ</sup> は、北東進中、護岸に衝突した。 シーフロッグは、釣り客3人が負傷し、船首部に破口等を生じ、 護岸は、遊歩道の防護柵に欠損等を生じた。
事故調査の経過	令和2年9月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 シーフロッグ、3.5トン 281-42241東京、個人所有 7.38m(Lr)×2.75m×1.35m、FRP ガソリン機関（船外機）110.30kW、平成23年10月
乗組員等に関する情報	船長 44歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成26年7月10日 免許証交付日 令和2年2月7日 （令和6年7月9日まで有効）
死傷者等	軽傷 3人（釣り客3人）
損傷	本船 船首部に破口等 護岸 遊歩道の防護柵に欠損及び曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 水象：川面 平穏 日没時刻：17時39分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人（以下それぞれ「釣り客A」、「釣り客B」、「釣り客C」、「釣り客D」という。）を乗せ、令和2年9月22日06時00分ごろ葛飾区中川奥戸橋付近に所在する係留地を出航し、横須賀港沖で遊漁を行った後、手動操舵により15時00分ごろ帰航を開始した。 船長は、左手を舵輪に、右手を主機操縦レバーにそれぞれ添え、本

	<p>船を荒川上流に向けて北進させ、中川水門から中川に入り、左転させて、約10ノットの対地速力で中川の左岸側を上流に向かって北東進させた。</p> <p>釣り客Aは操舵室内の船首方にある船室で船首側に頭を向けて横になり、釣り客B、釣り客C及び釣り客Dは船尾甲板で立って釣り竿の片付けをしていた。</p> <p>船長は、葛飾区上平井橋付近を右転しながら航行中、左手首付近に引っ掛かりがあり、下を向き確認したところ、着用していた上着の左袖の中に舵輪に取り付けている旋回用ノブ（以下「本件ノブ」という。）が入り込んでいるのを見た。</p> <p>船長は、簡単に外れると思い、本件ノブから左袖を外そうと左腕を上げたところ、本件ノブに袖が入り込んだまま、舵輪が右方向に回転した。</p> <p>本船は、右方向に回頭したので、船長が元に戻そうと顔を上げたところ、至近に護岸を認め、17時15分ごろ、船首部が護岸に衝突した。</p> <p>船長は、釣り客A、釣り客B及び釣り客Cが負傷しているのを認め、携帯電話で119番通報を行った。</p> <p>釣り客3人は、葛飾区平和橋付近の沿道まで来た救急車で病院に搬送され、釣り客Aが左肩打撲、釣り客Bが頭部創傷及び左肩打撲、釣り客Cが頭部打撲及び左腕打撲と診断された。</p> <p>本船は、僚船及び所属マリーナの船舶によりえい航され、係留地に係留された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、付図2 船長及び釣り客の配置、写真1 船体の損傷状況、写真2 舵輪の操作状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長が着用していた上着は、長袖であり、着用時に袖口と手首との隙間が空いていた。</p> <p>船長は、本件ノブが上着の袖に入り込まないように、袖が手首に密着する上着を着用しておけば良かったと事故後に思った。</p> <p>船長及び釣り客4人は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、中川の上平井橋付近を上流に向けて北東進中、船長が袖口と手首の隙間がある上着を着用して手動操舵により操船していた際、本件ノブが左袖に入り込んだことから、外そうと左腕を上げたものの、同袖が本件ノブから外れず、舵輪が右回転して護岸に向く態勢となり、護岸に衝突したものと推定される。</p> <p>本船は、船長が本件ノブの付近に左手を添えた際に着用していた上</p>

	着の左袖に本件ノブが入り込んだものと推定される。
<b>原因</b>	本事故は、本船が中川の上平井橋付近を上流に向けて北東進中、船長が袖口と手首の隙間がある上着を着用して手動操舵により操船していた際、本件ノブが左袖に入り込んだため、外そうと左腕を上げたものの、同袖が本件ノブから外れず、舵輪が右回転して護岸に向く態勢となり、護岸に衝突したものと推定される。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操船者は、旋回用のノブを舵輪に取り付けている場合、同ノブが着用している上着に入り込まないように、袖が手首に密着する服装とすること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



付図2 船長及び釣り客の配置

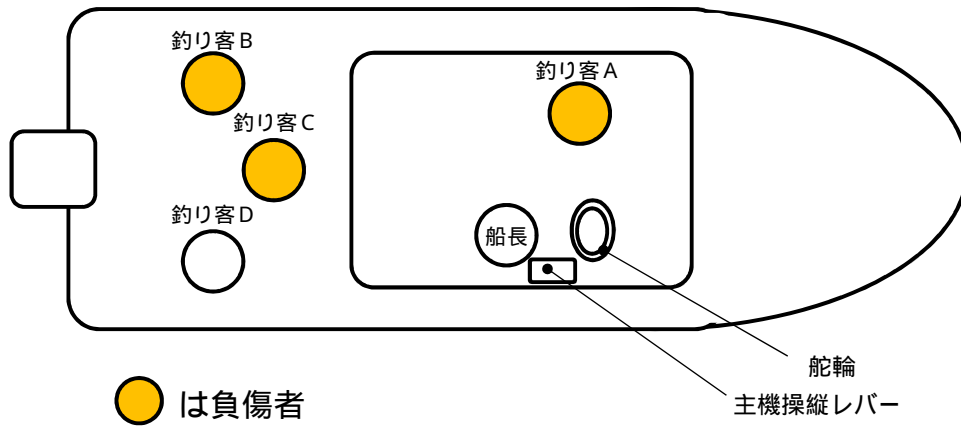


写真1 船体の損傷状況



写真2 舵輪の操作状況



本件ノブ